

週 報

「信じます。

不信仰なわたしを、

お助けください」。

(マルコによる福音書第 9 章 24 節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています
日本基督教団 西宮公同教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

koudou@gamma.ocn.ne.jp

小さな手大きな手

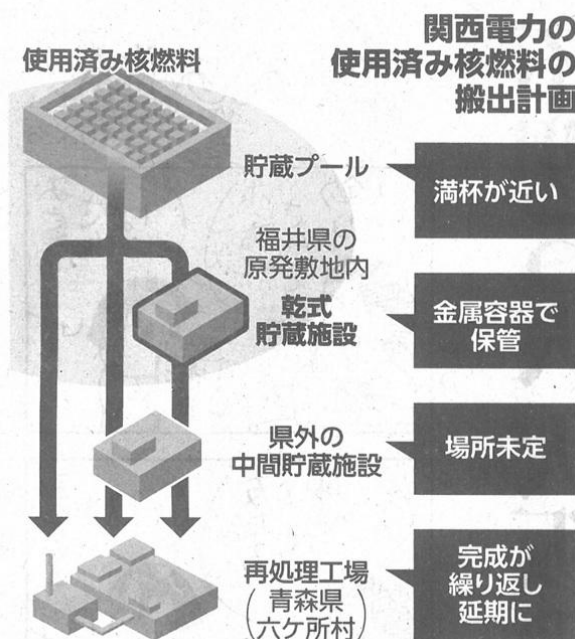
(前週よりのつづき)

- ・ 8 月 28 日 「第一原発 3 号機、圧力容器に 3 メートルの穴、損傷程度、初めて判明」
- ・ 8 月 29 日 「使用済み核燃料、乾式貯蔵、福井が事前了解、『安全性向上資する』」(朝日新聞)、「乾式貯蔵の建設、福井知事が了解」(毎日新聞)。

福井県は県内の原発敷地内での「使用済み核燃料『乾式貯蔵施設』の建設」について、「安全性の向上に資する」として、「事前了解を表明」しています。

「乾式貯蔵施設は、使用済み核燃料を金属製の容器に入れ、空気で冷やして保管する。電源を使わないため災害などで冷却機能がなくなる可能性も低く、既存の貯蔵プールと比べて安全性が高いとされる」(8 月 29 日、朝日新聞)。

新聞では、「乾式貯蔵『福井が事前了解』」に合わせて、「関西電力の使用済み核燃料の搬出計画」が図示されています。



朝日新聞、2026 年 8 月 29 日

こうして、福井県が県内の関西電力の使用済み核燃料の敷地内の「乾式貯蔵施設」の建設について、「安全性向上に資する」として事前了解しています。(8 月 29 日、朝日新聞、毎日新聞)。

「使用済み核燃料」は、ただの「使用済み」ではありません。使用済みであっても、「遠隔操作」で取り出し、特別に梱包し、特別の車両で、一切の接触を避け、青森県の再処理工場に運ばれることになっています。再処理され再利用されることが前提の使用済み核燃料ですが、再処理工場は着工から 30 年経っても、稼働の延期が繰り返され、稼働の目処は立っていません。使用済みであっても、その取り出し、移動に遠隔操作が必要な、高濃度に汚染された放射性物質が「使用済み」核燃料なのです。たとえば、「乾式貯蔵『福井が事前了解』」「使用済み核燃料『安全性向上に資する』」は、どう扱おうと決して安全でない放射性物質を、よりによって、原発敷地内に仮置きするなどということ、決して安全とは言えないのです。

再処理工場が稼働の見通しが立たなくて、そこへの搬入が難しくなって、青森県むつ市に「中間貯蔵施設」が建設され、そこへの搬入が始まっていますが、「中間」がいつまでの「中間なのか」が不明ですが、むつ市は搬入を認めています。しかし、そんな危ないものをむつ市が受け入れを決めているのは、以下のような理由です。

「原発敷地内の置き場所に困る社にとって、中間貯蔵施設の活用は利点になる。関西以外の 7 社は北海道、東北、中部、北陸、中国、四国、九州の各電力」「一方で、むつ市では、東電と原電が出資するリサイクル燃料施設が建設(RSF)、運営されており、両社燃料最大 5000 トンを再処理までの間保管する予定」になっています。なっていますが、「むつ市は RFS に課する核燃料税の収入を念頭に容量いっぱい 5000 トンの搬入を要望」で、RFS 運営の東電・原電が、前掲の 8 社に核燃料の搬入を打診したりしているのです。

(次週につづく)